

公衆浴場における混浴制限年齢並びに旅館業の浴室及び
公衆浴場の構造設備及び衛生基準の見直しについて

1 経緯

国は、「公衆浴場における衛生等管理要領」及び「旅館業における衛生等管理要領」（以下これらを「衛生等管理要領」という。）の改正を行った。この改正趣旨を踏まえ、混浴に関するトラブルを防止するため、文京区公衆浴場法施行条例で規定している混浴制限年齢について見直しを行う。また、文京区公衆浴場法施行条例及び文京区旅館業法施行条例に定める旅館業の浴室及び公衆浴場の構造設備及び衛生基準を見直し、レジオネラ症対策を強化する。

2 改正に伴う変更内容

国の衛生等管理要領の改正に伴い、次の対応を行う。

- (1) 混浴制限年齢引き下げ
男女の混浴制限年齢を10歳以上から7歳以上に引き下げる。
- (2) 貯湯槽の衛生措置基準を改正
より適切に清掃及び消毒が実施できるよう、ぬめり等の除去について、規定を追加する。
- (3) 気泡発生装置等の構造設備基準を新設
たまり水や汚れを適切に除去できるよう、点検、清掃及び排水について、新たに規定する。
- (4) 調節槽の衛生措置基準を新設
調節槽から供給される温水の衛生を確保できるよう、定期的な点検、清掃及び消毒を実施し、ぬめりを除去する旨を新たに規定する。
- (5) 浴槽水の消毒の衛生措置基準を改正
浴槽水の消毒方法として、モノクロラミン消毒（濃度3mg/L以上）を追加する。
- (6) その他規定整備

3 施行期日

令和4年1月1日

4 パブリックコメント実施結果

- (1) 意見募集期間
令和3年6月17日から令和3年7月16日まで
- (2) 意見募集結果
意見なし